

徳島県告示第五百六十二号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和二年九月十一日から施行する。

令和二年九月十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

表椿泊加入区の項中

- 4 主としてはえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
- 5 釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）
- 6 まき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満のもの）
- 7 船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
- 8 小型定置漁業
- 9 1、4及び8に掲げる漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

を

- 4 釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）及び主としてはえ縄を使用して営む（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
- 5 まき網を使用して行う（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満のもの）
- 6 船びき網を使用して行う（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
- 7 小型定置漁業
- 8 1、4及び7に掲げる以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

して  
の合  
二十  
とし  
漁業  
トン  
漁業  
トン  
未満  
う漁

に改める。

總  
の  
漁  
船  
の  
満  
下